五月三十日
要求提出。

一、会田ノ職工規定及共済会規則ニ依ル手当ノ
外ニ帰郷旅費及見舞トシテ賃金九十日分ノ
支給アリタシ
一、本月廿日迄在職シ三十日以上欠勤無キ
者ニハ利益ノ配当ヲ成ルニ付以降
相当利益ノ配当アリタシ
一、
事件中ハ日給十日分ヲ支給セ
ラレタシ

五月三十一日
右ノ上本日午前九時代表者五名ハ工場長ニ会見

前記ノ通リ要求セシモ工場長ハ本件ニ付テ一切
拒絶セリ
於是組合側ニ於テハ此ノ件ノ結果ヲ職工ノ気勢
ヲ煽リ従テ一般職工ノ賛同ヲ計ル目的ニテ一
更ニ大阪本部ヨリノ応援ヲ求メ六月一日ヨリ
ニ於テ工場総罷業ヲ決行スベク各方面ニ檄スベク
ノ準備中ナリ
残留職工ハ何レモ工場側ノ為メ監督ニ縛ラルルノ状